

令和6年度

第2回

岩手県私立学校審議会資料

日時 令和7年3月27日(木) 午前10時00分

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

岩手県ふるさと振興部学事振興課

# 次 第

## 1 開 会

## 2 出席者（定足数）の確認

## 3 挨拶

## 4 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

### (2) 諮問事項（7件）

#### ア 学校法人の寄附行為認可について

学校法人岩手理容美容専門学校（花巻市） . . . . . 議案第1号

#### イ 学校の廃止認可について

学校法人聖パウロ学園 聖パウロ幼稚園（盛岡市） . . . . . 議案第2号

学校法人白百合学園 盛岡白百合学園小学校（盛岡市） . . . . . 議案第3号

#### 一般社団法人一関市医師会

一関市医師会附属一関准看護高等専修学校（一関市） . . . . . 議案第4号

#### ウ 専修学校の設置者変更認可について

岩手理容美容専門学校（花巻市） . . . . . 議案第5号

花巻高等看護専門学校（花巻市） . . . . . 議案第6号

#### エ 各種学校の収容定員変更に係る学則変更認可について

#### 学校法人H.A. International School

Harrow International School Appi, Japan（八幡平市） . . . . . 議案第7号

### (3) 協議事項（1件）

#### 高等学校の収容定員変更計画について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市） . . . . . 議案第8号

### (4) 報告事項（2件）

#### ア 令和6年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

#### イ 令和6年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

### (5) その他

## 5 閉 会

## 岩手県私立学校審議会委員名簿

令和7年3月1日現在

	職 名 等	氏 名 (任 期)	備 考
1	学校法人緑学園理事長	佐々木 栄 光 (R6. 7. 1~R10. 6. 30、 1期目)	
2	税理士	西 川 温 子 (H30. 7. 1~R8. 6. 30、 2期目)	
3	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁 子 (R2. 6. 1~R8. 6. 30、 2期目)	
4	学校法人協和学院理事長	福 間 美 穂 (R6. 7. 1~R8. 6. 30、 1期目)	
5	岩手県立大学理事・副学長	高 橋 聡 (R2. 7. 1~R10. 6. 30、 2期目)	
6	弁護士	天 間 正 継 (R4. 7. 1~R8. 6. 30、 1期目)	
7	元岩手県教育長	菅 野 洋 樹 (H30. 7. 1~R8. 6. 30、 2期目)	会長
8	岩手大学大学院教育学研究科特命教授	須 川 和 紀 (R6. 7. 1~R10. 6. 30、 1期目)	
9	仁王幼稚園長	曾 根 美 砂 (R6. 7. 1~R10. 6. 30、 1期目)	
10	岩手中・高等学校長	新 田 亮 一 (R6. 7. 1~R10. 6. 30、 1期目)	

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

学校法人の寄附行為認可について

学校法人の寄附行為認可申請の概要

項目	内容	
名称	学校法人岩手理容美容専門学校	
事務所の所在地	岩手県花巻市若葉町二丁目14番39号	
目的	教育基本法、学校教育法、理容師法及び美容師法に基づき、理容師及び美容師の養成を行うとともに、理容美容文化の向上、普及を通じ豊かな人間性を育て、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。	
設置する学校	岩手理容美容専門学校	
設立の趣旨	学校法人化に伴い責任と自覚を持った学校経営を目指し、今後も更なる社会からの期待に沿うような法人として成長しようとするもの。	
設立決議年月日	令和6年9月25日	
設立代表者	柴入裕一	
役員 理事5人 監事2人	職名	氏名
	理事	柴入裕一
		傳野昭彦
		勝又明
		市川明希子
		井口峯和
	監事	吉岡亨
林淳一		
摘要	<p>設置する学校については、現設置者である一般財団法人岩手理容美容専門学校から移管されるものである。          (一般財団法人岩手理容美容専門学校)</p> <p>① 生徒数 (R6.5.1現在) 合計 89/160人          専門課程 理容科：1年生 3/8人、2年生 7/8人          美容科：1年生 47/55人、2年生 30/55人          美容修得者理容科(1年課程)：2人(理容科に含む)          高等課程 理容科：1年生 0/12人、2年生 0/12人          美容科：1年生 0/5人、2年生 0/5人</p> <p>② 生徒一人当たりの納付金額          1年生 811,000円(うち、入学金100,000円、検定料15,000円)          2年生 696,000円</p>	

## 【一般財団法人岩手理容美容専門学校】

項目	内 容	
財 産 の 状 況	1 資産総額	98,724,984 円
	(1) 基本財産	60,463,396 円
	ア 校舎	(60,335,699 円)
	イ 図書	(150 円)
	ウ 校具、教具及び備品	(127,545 円)
	エ 車輛	(2 円)
	(2) 運用財産	38,261,588 円
	ア 預金	(38,221,588 円)
	イ 投資有価証券	(40,000 円)
	2 負債	14,400,000 円 (うち前受金 14,400,000円)
	3 借用財産(校地)	499.12m <sup>2</sup>
	4 正味財産	84,324,984 円
経 常 的 収 支	《R5年度 決算》	《R6年度 予算》
	・ 経常的収入：77,367,000円 (うち生徒納付金：60,191,400円) ・ 経常的支出：81,667,000円 ※ 収支差が生じた要因は、施設改修工 事、教員の新規採用(純増)等による 一時的なものであること。	・ 経常的収入：93,565,000円 ・ 経常的支出：77,025,000円

## 【学校法人岩手理容美容専門学校】

項目	内 容					
	収 入 (千円)		支 出 (千円)			
	年度	R 7年度	R 8年度	年度	R 7年度	R 8年度
収 支 (予算)	科目	R 7年度	R 8年度	科目	R 7年度	R 8年度
	学生生徒等納付金収入	103,188	121,341	人件費支出	41,229	41,229
	手数料収入	810	1,140	教育研究経費支出	53,558	39,692
	寄付金収入	0	0	管理経費支出	5,395	6,860
	経常費等補助金収入	0	0	借入金等利息支出	0	0
	付随事業収入	0	0	借入金等返済支出	0	0
	雑 収 入	0	0	その他の教育活動外支出	0	0
	受取利息・配当金収入	0	0	資産処分差額	0	0
	その他の教育活動外収入	0	0	その他の特別支出	0	0
	資産売却差額	0	0			
	その他の特別収入	0	0	翌年度繰越支払資金	3,816	34,700
	前年度繰越収支差額	0	(11,790)	翌年度繰越収支差額	(3,816)	(46,490)
計	103,998	122,481	計	103,998	122,481	

※ 収支予算のうち、学生生徒等納付金収入及び手数料収入が経常的収入、また、人件費支出及び教育研究経費支出が経常的支出(太枠内)

議案第2号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	聖パウロ幼稚園
位 置	盛岡市厨川一丁目14番6号
設 置 者	学校法人 聖パウロ学園（理事長 赤坂 徹）
廃 止 の 理 由	令和7年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行するため。
廃 止 の 時 期	令和7年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」で雇用
園地、園舎等の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」の園地、園舎として使用
備 考	

議案第3号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
学 校 名	盛岡白百合学園小学校
位 置	盛岡市山岸四丁目29番16号
設 置 者	学校法人 白百合学園（理事長 荻原 禮子）
廃 止 の 理 由	受験生の増加が見込めないため、令和2年4月から児童募集を停止しており、令和6年3月に6年生が卒業したことで在校児童が0人となった。今後も少子化の継続が見込まれ、受験生の増加が見込めないと判断し、学校を廃止するもの。
廃 止 の 時 期	令和7年3月31日
児 童 の 処 置 方 法	令和2年4月から児童募集を停止しており、在学している児童はいないこと。
教 職 員 の 処 置 方 法	法人内部での配置換えにより対応予定であること。
校 地、校 舎 等 の 処 置 方 法	同法人が運営する「盛岡白百合学園中学高等学校」及び「盛岡白百合学園幼稚園」で使用予定であること。
備 考	

議案第4号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
学 校 名	一関市医師会附属一関准看護高等専修学校
位 置	一関市大手町3番31号
設 置 者	一般社団法人一関市医師会（会長 秋保 茂樹）
廃 止 の 理 由	加速的な少子化や看護系大学志向の加速による中学校卒業後の入学者の減少等の要因により、生徒募集が困難となり、入学生の減少が続いているため。
廃 止 の 時 期	令和7年3月31日
生 徒 の 処 置 方 法	令和6年度末で在籍する生徒が全員卒業するもの。
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き、一般財団法人一関市医師会が設置する「一関看護専門学校」で雇用する。
校 地 校 舎 の 処 置 方 法	引き続き、一般財団法人一関市医師会が設置する「一関看護専門学校」の校舎として活用する。
備 考	



議案第5号

専修学校の設置者変更認可について

専修学校の設置者変更認可申請の概要

項 目	内 容
学 校 名	岩手理容美容専門学校
位 置	花巻市若葉町二丁目14番39号
旧 設 置 者	一般財団法人岩手理容美容専門学校
新 設 置 者	学校法人岩手理容美容専門学校
変 更 の 事 由	理容師・美容師を輩出する学校として、社会的責任と役割を実感し、高度な職業教育機関として学校法人化をし、本校の生徒が同年代の学生生徒と同等な教育支援が受けられるようにすると共に、学校の社会的信用性を高め、安定した学校経営を図ることを目的に、学校法人を設立しようとするもの。
変 更 の 時 期 ( 予 定 )	令和7年4月1日

議案第6号

専修学校の設置者変更認可について

専修学校の設置者変更認可申請の概要

項 目	内 容
学 校 名	花巻高等看護専門学校
位 置	花巻市御田屋町4番56号
旧 設 置 者	公益財団法人総合花巻病院
新 設 置 者	公益社団法人花巻共立会
変 更 の 事 由	安定した法人運営を目的とする、公益財団法人から公益社団法人への移行に伴うもの。
変 更 の 時 期 ( 予 定 )	令和7年4月1日

議案第7号

各種学校の収容定員変更に係る学則変更認可について

各種学校の収容定員変更に係る学則変更認可申請の概要

項 目	内 容							
学校の名称	Harrow International School Appi, Japan							
位 置	岩手県八幡平市安比高原 180 番 8							
設 置 者	学校法人 H. A. International School (理事長 Rosanna Wong)							
変更の理由	同校の掲げる全人教育の方針の周知が進み、入学希望者が増加しており、令和6年8月には新規寮棟の増築工事が完了し、入学者増に対応するためのハード面の整備も進んだことから収容定員を変更しようとするもの。							
変更の時期	令和7年8月25日							
変更の内容	学科等名称 (年齢)		現 行		変更後		増 減	
			入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	7 学年 (11~12)		59 人	59 人	50 人	50 人	△9 人	△9 人
	8 学年 (12~13)		59 人	59 人	70 人	70 人	11 人	11 人
	9 学年 (13~14)		68 人	68 人	70 人	70 人	2 人	2 人
	10 学年 (14~15)		61 人	61 人	70 人	70 人	9 人	9 人
	11 学年 (15~16)		61 人	61 人	60 人	60 人	△1 人	△1 人
	12 学年 (16~17)		37 人	37 人	58 人	58 人	21 人	21 人
	13 学年 (17~18)		5 人	5 人	42 人	42 人	37 人	37 人
総合計		350 人	350 人	420 人	420 人	70 人	70 人	
施設の状況	区 分	校地 (㎡)	各種学校規程 の面積 (㎡)	区 分	校舎等 (㎡)	各種学校規程 の面積 (㎡)		
	校舎敷地	99,529.16	—	校 舎	13,424.35	115.70		
	屋外運動場	(うち 13,332)	—	屋内運動場	3,155.61	—		
	そ の 他	0	—	寄 宿 舎 等	14,900.58	—		
	計	99,529.16	—	計	31,480.54	—		

教 職 員 数	【参考：令和6（2024）年度】									
	職名	校長	教諭	助教諭	講師	助手	事務職員	用務員	校医	計 (人)
	専任	1	59				23		4	83
	兼任									
	計	1	59				23		4	83
	審査基準	1	12	—	—	—	—	—	—	13
	【令和7（2025）年度】									
	職名	校長	教諭	助教諭	講師	助手	事務職員	用務員	校医	計 (人)
	専任	1	86				46		4	137
	兼任									
	計	1	86				46		4	137
	審査基準	1	14	—	—	—	—	—	—	15
	【令和8（2026）年度】									
	職名	校長	教諭	助教諭	講師	助手	事務職員	用務員	校医	計 (人)
	専任	1	86				46		4	137
兼任										
計	1	86				46		4	137	
審査基準	1	14	—	—	—	—	—	—	15	

収支予算	年度 科目	収入（千円）			年度 科目	支出（千円）		
		（6年度）	7年度	8年度		（6年度）	7年度	8年度
	生徒納付金	2,828,543	3,412,116	3,471,083	経常経費	2,368,620	2,638,268	2,844,781
	手数料収入	0	1,540	220	人件費	1,045,140	1,281,435	1,361,455
	前受金収入	505,895	611,182	611,182	教育研究経費	1,323,480	1,356,833	1,483,326
	前年度繰越 支払資金	278,419	827,743	1,311,635	管理経費	900,240	1,053,675	1,208,074
	その他の 収入	164,000	164,000	164,000	予備費	13,003	13,003	13,003
	計	3,776,858	5,016,581	5,558,121	次年度繰越 支払資金	494,995	1,311,635	1,492,263
					その他の 支出	0	0	0
	計	3,776,858	5,016,581	5,558,121	計	3,776,858	5,016,581	5,558,121

高等学校の収容定員変更計画について

高等学校の収容定員変更計画の概要

項目	内 容							
学校の名称	盛岡誠桜高等学校							
位 置	盛岡市高松一丁目 21 番 14 号							
設 置 者	学校法人 盛岡誠桜学園（理事長 附田 政登）							
収容定員の変更の内容	学科等名称	現 行		変更後		増 減		
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
	全 日 制 課 程	普通科	111 人 3 学級	333 人 9 学級	160 人 4 学級	480 人 12 学級	+ 49 +1 学級	+ 147 +3 学級
		商業科	37 人 1 学級	111 人 3 学級	40 人 1 学級	120 人 3 学級	+ 3	+ 9
		家政科	37 人 1 学級	111 人 3 学級	40 人 1 学級	120 人 3 学級	+ 3	+ 9
		食 物 調理科	40 人 1 学級	120 人 3 学級	40 人 1 学級	120 人 3 学級	± 0	± 0
	合 計	225 人 6 学級	675 人 18 学級	280 人 7 学級	840 人 21 学級	+ 55 +1 学級	+ 165 +3 学級	
	専 攻 科	子ども未 来科	30 人 1 学級	60 人 2 学級	30 人 1 学級	60 人 2 学級	± 0	± 0
		公務員予 備校専科	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	± 0	± 0
		調理師パ テシエ専 科	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	± 0	± 0
		英会話専 科	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	± 0	± 0
変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日							
変更の理由 (要 旨)	<p>1 本校の入学定員は、昭和 61 年までは 225 人、昭和 62 年から平成 2 年までは 315 人まで定員増が認められ、平成 3 年には再び 225 人に減員している。その理由は定かではないが、しばらくは入学者が入学定員を下回っている状況であった。</p> <p>2 平成 19 年度以来、一括募集、食物調理科、保育士専攻科の設置(平成 20 年度)等により、生徒数の回復を図るも、平成 21、22 年度のみ増にとどまり、23 年度は再び減少したことから、平成 25 年度より男女共学化、校名変更、部活動及び進学指導の強化に取り組み、平成 29 年度には総受験者 700 人を超すまでになった。</p>							

平成 15 年度の受験者数 311 人から比べると倍以上となり、中学校生徒数が減少する中で、本校は受験者を増やしてきた。

- 3 入学者数も平成 25 年度から増え始め、平成 29 年には 50 人、平成 30 年には 43 人の不合格者を出した。特に、本校一本受験である推薦入試が年々増えており、公立高校との学費格差がある中で、独自の特色を出している本校への評価であると思われる。更に、保育士専攻科、英会話専科、調理師パテシエ専科、公務員予備校専攻科の設置により、高校卒業後の選択肢も増やしている。
- 4 できるだけ本校への入学希望者に応えるべく入試制度を変更し、従来の公立併願受験を廃止し、推薦入試に絞っての受験（いわゆる本校一本化受験）とした。公立との併願を廃止しても、令和 2 年度入試で 251 人の入学者を出した。地域の中学校関係者からは「盛岡誠桜高校の定員増をぜひとも実現してほしい。」旨の要望が毎年出されていることから、令和 2 年度に 225 人の入学定員に対し、55 人増の 280 人の入学定員に増員する計画書を提出した。
- 5 公立第一希望だが、不合格の場合は本校を希望する生徒のニーズに応え、令和 3 年度入試から、本校一本化受験を基本としつつ、公立の併願も一部認める制度に変更した。
- 6 入学者数が、令和 3 年度 229 人、令和 4 年度 225 人と定員を上回っている状態であるため、令和 4 年度には、2 度目の定員増の計画書を提出したが、① 耐震基準に合致する安全性が確保されていない、② 県内の少子化が進み、定員増を認める状況にないとして、いずれも私学審議会でも否決された。
- 7 男女共学実施以降、男子の入学者が増加し、平成 25 年度 28 人以降、令和 5 年度には 109 人にまで増加し、男女比率が 5 : 5 に肉薄しており、運動部の強化等により充実した学校づくりを進めている。
- 8 学校への評価に伴い、運動部を中心に県外生徒が 40 人を超えるようになり、生徒の出身地は、沖縄・関西・関東と幅広く、人口減の払拭に貢献している。第 1 さくら寮（定員 24 人）、第 2 さくら寮（定員 14 人）、新庄男子寮（定員 80 人）、高松男子寮（定員 50 人）の購入により、生徒達は安価に利便性が高く安全な寮生活を送っている。
- 9 安全な校舎を目指し、令和 6 年から始まった耐震改築及び耐震補強の工事については、令和 6 年度分が認可され、令和 7 - 8 年度分についても見通しが立っている。
- 10 西和賀高校で定員増を実現しており、県外や他の地域の生徒を受け入れる中で、なぜ本校の定員増を認めないのか疑問が残る。魅力ある学校づくりで入学者が増えており、速やかに定員増を認めていただきたい。

		現状 (令和6年5月1日現在)			変更後 (令和8年4月1日)			高等学校 設置基準	備考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計		
教職員数	校長	1		1	1		1	1人	
	副校長・教頭	1		1	1		1	1人以上	
	教諭	29		29	32		32	23人以上	
	助教諭								
	講師	19	25	44	19	25	44		
	養護教諭	1		1	1		1	相当数	
	実習助手	8		8	8		8	必要に応じ相当数	
	事務職員	5		5	5		5	生徒数等に応じ相当数	
	計	64	25	89	67	25	92	—	
施設の概要		(令和7年1月1日現在)			令和8年4月1日				
	施設設備の 一般的基準	耐震基準を満たさない 校舎がある。			・耐震基準を満たさない校 舎がある。 ・工事期間(令和7~8年 度)施設の一部使用不可			指導上、保健衛生上、 安全上及び管理上適 切なもの	
	校地	13,357.79㎡			13,357.79㎡			—	
	屋外運動場	4,915㎡			4,915㎡			8,400㎡以上 ただし、 ・体育館等設置かつ教 育上支障無 ・H16.4.1現存施設: なお従前の例による ことができる	
	体育館	1棟 (1,264㎡)			1棟 (1,264㎡)			校舎及び運動場のほ か、体育館を備える。	
	校舎	7492.5㎡			7492.5㎡			5,280㎡以上	
		・普通教室	19室	同左	19室	・教室(普通教室、特別教 室等)			
	・特別教室	12室	同左	12室	・図書室、保健室				
	・図書室・保健室・職員室	有	同左	有	・職員室				
	・その他(相談室、事務室、進路室、 応接室、小会議室、多目的室)	有	同左	有	・必要に応じ専門教育を施 すための施設				
収支予算	項 目	収 入		項 目	支 出				
		8年度	9年度		8年度	9年度			
		千円	千円		千円	千円			
	生徒納付金	419,680	444,760	人件費	410,496	408,334			
	手数料	3,646	3,646	教育管理費	219,840	219,840			
	補助金収入	293,033	293,033	借入金(利息)	3,600	3,600			
	(県補助)	(292,433)	(292,433)	借入金(返済)	40,520	40,520			
	(市町村補助)	(600)	(600)	設備関係支出	10,200	10,200			
	付帯事業・収益事業収入	54,000	54,000	そ の 他	21,000	21,000			
	受取利息等	17	17	資金支出調整勘定	△4,000	△4,000			
	雑収入	1,000	1,000	翌年度繰越支払資金	189,720	306,682			
	借入金等収入	20,000	20,000						
	前受金収入	71,240	71,240						
	その他収入	1,000	1,000						
	資金収入調整勘定	△72,240	△72,240						
	前年度繰越支払資金	100,000	189,720						
計	891,376	1,006,176	計	891,376	1,006,176				

※1 第4校舎の耐震改修工事は、計画内容見直し中

※2 収支予算の補助金収入の( )内の金額は、補助金  
収入の内訳である。

令和6年度

第2回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日時 令和7年3月27日(木) 午前10時00分

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール



## 報告事項 1

### 令和6年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

#### 1 高等学校の課程の設置認可について

学校法人北上学園 専修大学北上高等学校（北上市）

令和6年9月26日付認可

#### 2 専修学校の目的変更認可について

(1) 学校法人龍澤学館 MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校（盛岡市）

令和6年9月26日付認可

(2) 学校法人龍澤学館 MCL盛岡医療大学校（盛岡市）

令和6年9月26日付認可

#### 3 各種学校の設置者変更認可について

第一珠算学校（奥州市）

令和6年9月26日付認可

## 報告事項 2

### 令和6年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

#### 1 概要

令和2年度以降、各道県から提出された議題に書面で回答する開催方式を採っており、令和6年度についても書面開催となった。

#### 2 主催県

秋田県

#### 3 議題（議題への回答期限：令和6年9月3日）

##### (1) 学びの多様化学校の指定を受ける私立学校の設置等について（新潟県提案）

①学びの多様化学校の設置実績、②設置時期、③その学種、④各学級及び全体の定員、⑤学びの多様化学校の指定を受ける私立学校の設置の際の審査基準等、⑥学びの多様化学校以外に、所管の学校法人が不登校の児童生徒を対象としたフリースクールを運営している事例の把握

##### (2) 生徒が40人に満たない専修学校への対応について（山形県提案）

専修学校は「教育を受ける者が常時40人以上であること」（学校教育法第124条第3号）とされているが、①当該要件を満たすことができない専修学校の状況、②そのような専修学校への指導や対応について

##### (3) 私立学校審議会委員の選任基準（女性等）について（宮城県提案）

##### (4) 各種学校の認可に係る事前調査の実態について（秋田県提案）

各種学校の認可の際に、審議会の委員による事前調査を行う際の人選や審査基準、審査項目に関する定めの有無。定めがない場合は、どのように調査を行っているか。

## 岩手県私立学校審議会 参考資料

1	岩手県私立学校審議会運営規程	1	ページ
2	審議会等の会議の公開に関する指針	2	ページ
3	審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4	ページ
4	岩手県私立学校審議会傍聴要領	8	ページ
5	岩手県私立学校認可事務取扱要領	9	ページ
6	準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準	11	ページ
7	私立各種学校の設置の認可に関する審査基準	13	ページ
<b>【関係法令】</b>			
8	学校教育法（抜粋）	15	ページ
9	学校教育法施行令（抜粋）	17	ページ
10	私立学校法（抜粋）	17	ページ
11	保健師助産師看護師法（抜粋）	18	ページ
12	高等学校設置基準	19	ページ
13	専修学校設置基準	23	ページ
14	準学校法人の認可基準の解釈および運用について	37	ページ

# 1 岩手県私立学校審議会運営規程

## (趣旨)

第1条 私立学校法(昭和24年法律第270号)に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

## (招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

## (会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。
- 3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、再任することができる。

## (会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

- 2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

## (会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

## (議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

## (発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

## (建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

## (動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

## (議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

## (議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 附 則 (抄)

- 1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

## 2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)  
(平成13年4月1日一部改正)  
(平成13年10月1日一部改正)  
(平成15年4月1日一部改正)  
(平成15年5月12日一部改正)  
(平成16年3月1日一部改正)  
(平成20年4月1日一部改正)  
(平成22年4月1日一部改正)

### 1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

### 2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

### 3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

### 4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

### 6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

## 7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

## 8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

## 9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

## 10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

### 3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)  
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)  
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)  
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)  
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)  
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)  
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)  
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)  
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

#### 1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

#### 2 対象とする審議会等について

(1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。

(2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

#### 3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

(1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3 (1) 関係）

(2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3 (2) 関係）

(3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3 (3) 関係）

#### 4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。  
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

#### 5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。  
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたうえで行うものであること。  
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

#### 6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。))への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
  - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。

なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。



② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。

- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。

この場合、前項に定める「会議開催案内(公開)」(別紙2)にかえて、「会議開催案内(一部非公開)」(別紙3)により周知するものとする。

- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。

資料提供は、「会議開催案内(公開)」(別紙4)又は「会議開催案内(一部非公開)」(別紙5)を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。

なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内(非公開)」(別紙6)により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

## 7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。

なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。

- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。

この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。

- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。

なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。

また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。

- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」(別紙7)を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。

なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。

- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳(テープ起こし)等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。

なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。

また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

#### 8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

#### 9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

## 4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっては、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(収容定員変更)

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっては、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

(高等学校の課程又は学科の設置)

第4条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加

- を伴わない場合にあつては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。
- 2 前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第2条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。
  - 3 知事は、第1項の学科等設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。
  - 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
  - 5 学科等設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（事前相談）

- 第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
  - 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
    - (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
    - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
    - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

（実地検査）

- 第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

## 6 準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準

(令和元年 11 月 29 日政策地域部長決裁)

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項の法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為の認可については、私立学校法その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

### 1 名称について

準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものとし、かつ、県内の他の法人と同一又は紛らわしい名称は用いないものとする。

### 2 基本財産について

(1) 準学校法人は、基本財産として、設置する私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立専修学校等」という。）ごとに、次に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(7) 専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）又は各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）に定める面積を保有する校舎

(i) 前号に定める校舎建設その他私立専修学校等の目的達成のために必要な用地（以下「校地等」という。）

(ii) 私立専修学校等の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

(2) 前項の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、次の各号の一に該当しないものであること。

(7) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの

(i) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

### 3 基本財産の借用について

(1) 2 の (1) に定める基本財産は、原則として借用でないこと。ただし、2 の (1) の (7) 及び (i) に定める基本財産については、次に掲げる場合など、準学校法人が所有することが困難な特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(7) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(i) 借用部分について、準学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(2) 基本財産が借用である場合においては、長期（概ね 20 年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、基本財産として長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと

(4) 2 の (1) の (7) に定める基本財産については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

### 4 年次計画について

(1) 学校の校舎及び設備は、開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。ただし、年次計画により校舎及び設備を整備する場合で、当該年次計画による整備が確実に認められ、かつ、教育上支障がないときは、年次計画による整備を認めることができること。

(2) 校地は、開設時までには教育上支障のないように整備されるものであること。

## 5 運用財産について

- (1) 準学校法人は、私立専修学校等の経営に必要な運用財産を有していること。
- (2) 前項の運用財産は、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対して生徒納付金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (3)・4 (1)に規定する年次計画により校舎及び設備を整備する場合の、各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金、寄附金その他確実な収入に基づくものであること。

## 6 負債に係る借入金について

準学校法人の設立時の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が3分の1以内において認めることができること。

## 7 資産の内容について

準学校法人の資産は、6の負債に係る借入金の担保とされているものを除き、負担の付いていないものでないこと。

## 8 会計について

準学校法人の会計処理は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準ずるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものであること。

- (1) 経常的収支予算は、教職員の人件費、私立専修学校等の規模に対応する教育研究経費、管理経費、借入金等利息その他の経常的支出が、授業料、入学金等の生徒納付金その他確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内とすること。
- (2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた支出が、確実な収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

## 9 規模について

- (1) 準学校法人の設置する私立専修学校等の規模は、原則として、学校ごとに生徒総定員が80人以上であること。
- (2) (1)の総定員は、安定した経営が維持できるものであり、かつ、定員の充足について確実な見込みがあるものであること。

## 10 役員等について

- (1) 準学校法人の理事及び監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者であること。
- (2) 理事及び監事は、他の学校法人及び準学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人及び準学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (5) 規程の整備を含め、準学校法人にふさわしい管理運営体制を整えていること。

## 11 報酬等について

- (1) 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び三親等内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該準学校法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。）その他の金品の合計額は、

当該準学校法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額3倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。

- (2) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬を受けるものではないこと。
- (3) 学校の施設には教育目的以外のために継続的に使用される施設（財産の寄附者ならびにその配偶者および三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

## 7 私立各種学校の設置の認可に関する審査基準

（令和元年11月29日政策地域部長決裁）

私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

### 1 目的について

各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものであること。

### 2 名称について

各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

### 3 位置及び環境について

各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。

### 4 総定員について

(1) 生徒の総定員は、安定した経営が維持できる規模とすること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあっては、80人以上とすること。

(2) 同時に授業を行う生徒数は、40人以下とすること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

### 5 施設及び設備について

各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えていること。

#### (1) 施設

(ア) 各種学校の校舎の面積は、115.70㎡以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.31㎡以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(イ) 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えていること。

(ウ) 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えていること。

#### (2) 設備

(ア) 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えていること。

(イ) 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、常に補充し、改善されたものであること。

(ウ) 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えていること。

### 6 他の学校等の施設及び設備の使用について

各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の



施設及び設備を使用することができること。

#### 7 教職員について

- (1) 各種学校の校長は、学校教育法第9条に定める欠格事由に該当せず、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者であること。
- (2) 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者であること。
- (3) 各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置くこと。ただし、3人を下ることができない。また、原則として生徒数40人を超えるごとに教員1人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとする。

#### 8 入学資格の明示について

各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示すること。

#### 9 修業期間について

各種学校の修業期間は、1年以上とすること。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができること。

#### 10 授業時間数等について

授業時数は、修業期間が1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上とし、修業期間が1年未満の場合は修業期間の1年間に対する割合に応じて680時間を減じて算出した時数以上とすること。

#### 11 学校経営について

- (1) 各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とすること。
- (2) 各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

#### 12 資産について

- (1) 各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、5に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。
- (2) 前項に定める資産は、原則として借用でないこと。ただし、次に掲げる場合など、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。
  - (7) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。
  - (4) 借用部分について、各種学校設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。
- (3) 借用である場合においては、長期（概ね20年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと
- (5) 5の(2)に掲げる設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

#### 13 負債

各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が3分の1以内において認めることができること。

#### 附 則

この審査基準は、令和元年11月29日から施行し、同日以降の認可申請について適用する。

## 8 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

### （学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一・二 [略]

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～⑤ [略]

### （専修学校）

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

### （高等課程・専門課程・一般課程）

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

### （設置基準）

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

- 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者が社会的信望を有すること。

### （適合基準）

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- 一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- 二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなればならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- 三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなればならない設備
- 四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

(校長及び教員)

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- ② 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- ③ 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

(設置廃止等の認可)

第130条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- ③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- ④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

(各種学校)

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

- ② 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。
- ③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

## 9 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抜粋）

（法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～十一 [略]

十二 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三 [略]

2 [略]

## 10 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 [略]

（資産）

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（申請）

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第1項第10号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立専修学校等)

第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項において読み替えて準用する同法第13条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項」とあるのは「学校教育法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項」と読み替えるものとする。

2～7 [略]

## 11 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（抜粋）

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第8条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

## 12 高等学校設置基準

(平成16年文部科学省令第20号)

最終改正：令和3年3月31日文部科学省令第14号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学科（第5条—第6条の2）
- 第3章 編制（第7条—第11条）
- 第4章 施設及び設備（第12条—第18条）
- 第5章 関係機関等との連携協力（第19条—第21条）
- 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
  - 3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

- 第2条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は2以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

### 第3条及び第4条 削除

### 第2章 学科

（学科の種類）

第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科
- ③ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第6条 前条第1号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

- 2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。
  - ① 農業に関する学科
  - ② 工業に関する学科
  - ③ 商業に関する学科
  - ④ 水産に関する学科

- ⑤ 家庭に関する学科
  - ⑥ 看護に関する学科
  - ⑦ 情報に関する学科
  - ⑧ 福祉に関する学科
  - ⑨ 理数に関する学科
  - ⑩ 体育に関する学科
  - ⑪ 音楽に関する学科
  - ⑫ 美術に関する学科
  - ⑬ 外国語に関する学科
  - ⑭ 国際関係に関する学科
  - ⑮ その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科
- 3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。

#### (学科の名称)

第6条の2 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条の2各号に掲げる方針（第19条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

### 第3章 編制

#### (授業を受ける生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (教諭の数等)

第8条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。
- 3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

#### (養護教諭等)

第9条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

#### (実習助手)

第10条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

#### (事務職員の数)

第11条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

### 第4章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第12条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第13条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積(平方メートル)
120人以下	1200
121人以上480人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

(運動場の面積)

第14条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- ① 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- ② 図書室、保健室
- ③ 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第16条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第17条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第18条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第5章 関係機関等との連携協力

(関係機関等との連携協力体制の整備)

第19条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第20条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科(学校教育法施行規則別表第3(1)及び(2)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。)に関する科目を開設する学科(次項において「学際領域に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。



- 2 学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第21条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科(次項において「地域社会に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則〔抄〕

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 13 専修学校設置基準

(昭和51年文部省令第2号)

最終改正：令和5年2月28日文部科学省令第5号

第1章 総則(第1条)

第2章 組織編制(第2条-第7条)

第3章 教育課程等

第1節 通則(第8条-第15条)

第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第16条-第19条)

第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第20条-第28条)

第4節 通信制の学科の教育課程等(第29条-第38条)

第4章 教員(第39条-43条)

第5章 施設及び設備等(第44条-52条)

附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 専修学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

### 第2章 組織編制

(教育上の基本組織)

第2条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織(以下「基本組織」という。)を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

(学科)

第3条 基本組織には、専攻により1又は2以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第4条 基本組織には、昼間において授業を行う学科(以下「昼間学科」という。)又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科(以下「夜間等学科」という。)を置くことができる。

(通信制の学科の設置)

第5条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科(当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。)を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

(同時に授業を行う生徒)

第6条 専修学校において、1の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第7条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

### 第3章 教育課程等

#### 第1節 通則

(授業科目)

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵かん養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(単位時間)

第9条 専修学校の授業における1単位時間は、50分とすることを標準とする。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第10条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第11条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第1項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第12条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第1項及び第5項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第1項並びに前条第1項及び第5項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(授業の方法)

第13条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第14条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

(科目等履修生等)

第15条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、1又は複数の授業科目を履修させることができる。

- 2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第16条 昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とする。

- 2 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第17条 昼間学科における全課程の修了の要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

- 2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

（授業時数の単位数への換算）

第18条 専修学校の高等課程における生徒（第15条第1項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、35単位時間をもつて1単位とする。

第19条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第15条第2項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。
  - ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第20条 第16条第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

- ① 高等課程又は一般課程 23単位
  - ② 専門課程 30単位
- 2 第16条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数は、450単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。
- ① 高等課程又は一般課程 13単位
  - ② 専門課程 17単位

（多様な授業科目の開設等）

第21条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（単位の授与）

第22条 単位制による学科においては、1の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第23条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

- 2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、35単位時間の授業をもつて1単位とする。
- 3 専門課程における授業科目について、第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
  - ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。
  - ③ 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第24条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第25条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)

第26条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第27条 第17条第1項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

- ① 高等課程又は一般課程 23単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
  - ② 専門課程 30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
- 2 第17条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。
- ① 高等課程又は一般課程 13単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数 (当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)

- ② 専門課程 17単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位）

（単位制による学科に係る読替え）

第28条 単位制による学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

#### 第四節 通信制の学科の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第29条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、1年間にわたり120単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第30条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第13条第1項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第31条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第32条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第33条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第34条 第21条及び第24条から第26条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第22条及び第23条の規定は通信制の学科に準用する。

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第35条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

① 高等課程又は一般課程 35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

② 専門課程 45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

第36条 1の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第34条において準用する第23条第2項及び第3項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第37条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

① 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 高等課程又は一般課程 13単位数に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)

ロ 専門課程 17単位数に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)

② 120単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

(通信制の学科に係る読替え)

第38条 通信制の学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

#### 第四章 教員

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第39条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員(本務として当該専修学校における教育に従事する教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この条及び次条第4項において同じ。))又は1の分野に属する1若しくは2以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。)でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、3人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数(以下この条において「必要基幹教員数」という。)の4分の3以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、1の専修学校における1の分野についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、1の基幹教員は、同一専修学校ごとに1の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ1年につき8単位以上の当該分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当



する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第40条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と別表第3に定める数とを合計した数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は3人を下回ることができない。
- 3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の4分の3以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。
- 4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、1の専修学校における1の分野についてのみとする。
- 5 必要基幹教員数には、1の基幹教員は、同一専修学校ごとに1の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ1年につき8単位以上の当該分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。

(教員の資格)

第41条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者
- ② 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第4号において同じ。）を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第3号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ③ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- ④ 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者
- ⑤ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- ⑥ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第42条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 前条各号のいずれかに掲げる者
- ② 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
- ③ 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ④ 学士の学位を有する者
- ⑤ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第43条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 前2条各号のいずれかに掲げる者
- ② 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ③ その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

## 第五章 施設及び設備等

### (位置及び環境)

第44条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

### (校地等)

第45条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

- 2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

### (校舎等)

第46条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

### (昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第47条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- ① 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に1の分野についてのみ学科を置くもの 別表第2イの表により算定した面積
- ② 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に2以上の分野について学科を置くもの又は2若しくは3の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
  - イ これらの課程ごとの分野のうち別表第2イの表第4欄の生徒総定員40人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積
  - ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第2ロの表により算定した面積を合計した面積

### (通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第48条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第46条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

- 2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
  - ① 1の課程に1の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第4イの表により算定した面積
  - ② 1の課程に2以上の分野について通信制の学科を置くもの又は2若しくは3の課程に

それぞれ1若しくは2以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第4欄の生徒総定員80人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積

#### (設備)

第49条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第50条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第51条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

#### (名称)

第52条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

#### 附 則

- 1 この省令は、昭和51年1月11日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和56年3月31日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合(以下「課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合」という。)において、当該専修学校の生徒総定員が40人であり、かつ、第39条第2項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を2人とすることができる。
- 3 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第41条から第43条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事が認めたときは、専修学校の教員となることができる。
- 4 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第47条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第2イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則 (平成6年6月21日文部省令第14号)

この省令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年11月17日文部省令第38号) 抄

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月25日文部省令第47号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月31日文部省令第53号) 抄

#### (施行期日)

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成14年3月29日 文部科学省令第18号)

この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日 文部科学省令第15号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月21日 文部科学省令第34号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月9日 文部科学省令第40号)

この省令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月1日 文部科学省令第1号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月30日 文部科学省令第34号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日 文部科学省令第40号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成19年12月26日)から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第1章第2節の節名、第20条第1号ロ、第23条、第44条第1項、第2項及び第3項、第45条第1項、第2項及び第3項、第70条第1項、第2項及び第3項、第71条第2項及び第3項、第81条第1項、第2項及び第3項、第120条、第122条、第124条第1項、第2項及び第3項並びに第125条第2項の改正規定、第5条中学校基本調査規則第3条第2項の改正規定、第8条中学校教員統計調査規則第3条第2項の改正規定、第9条中教育職員免許法施行規則第68条及び第69条の改正規定、第12条中幼稚園設置基準第5条第1項、第2項及び第3項並びに第6条の改正規定、第17条中高等学校通信教育規程第5条第1項の改正規定、第23条中専修学校設置基準第18条第3号の改正規定、第38条中小学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定、第39条中中学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定並びに第47条中高等学校設置基準第8条第1項及び第2項並びに第9条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日 文部科学省令第14号)

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月31日 文部科学省令第39号)

この省令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日 文部科学省令第20号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 文部科学省令第5号)

(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第39条の改正規定、第40条の改正規定及び附則第2項の改正規定(「専任の教員」を「基幹教員」に改める部分に限る。)は、令和5年4月1日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第2条 令和6年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

(教員に関する経過措置)

第3条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行の際現に設置されている専修学校に対する改正後の専修学校設置基準第39条及び第40条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校

については、この省令による改正後の専修学校設置基準の規定を適用する。

別表第1 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第39条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人から600人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		601人以上	$14 + \{(生徒総定員 - 600) \div 60\}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人から400人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		401人以上	$10 + \{(生徒総定員 - 400) \div 60\}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人以上	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 60\}$

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
  - イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
  - ロ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第2 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第47条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	260
		41人以上	$260 + 3.0 \times (生徒総定員 - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	200
		41人以上	$200 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	130
		41人以上	$130 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	130
		41人以上	$130 + 2.3 \times (生徒総定員 - 40)$

備考

- この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。(口の表において同じ。)
- 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。(口の表において同じ。)

・ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	180
		41人以上	$180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	140
		41人以上	$140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	110
		41人以上	$110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	100
		41人以上	$100 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

別表第3 通信制の学科に係る教員数 (第40条関係)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$
		201人から800人まで	$5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 75)$
		801人から1700人まで	$13 + ((\text{生徒総定員} - 800) / 90)$
		1701人以上	$23 + ((\text{生徒総定員} - 1700) / 105)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$
		201人から650人まで	$5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 75)$
		651人から1370人まで	$11 + ((\text{生徒総定員} - 650) / 90)$
		1371人以上	$19 + ((\text{生徒総定員} - 1370) / 105)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$
		201人から1100人まで	$5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 90)$
		1101人以上	$15 + ((\text{生徒総定員} - 1100) / 105)$

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
  - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
  - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第4 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第48条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	260
		81人以上	$260 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	200
		81人以上	$200 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	130
		81人以上	$130 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	130
		81人以上	$130 + 1.4 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）
  - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
  - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	180
		81人以上	$180 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	140
		81人以上	$140 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	110
		81人以上	$110 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	100
		81人以上	$100 + 1.4 \times (\text{生徒総定員} - 80)$

## 14 準学校法人の認可基準の解釈および運用について

(昭和 35 年 5 月 26 日文管振第 207 号 文部省管理局長通達)

準学校法人の認可基準については、昭和 25 年 3 月 14 日付け文部事務次官通達文管庶第 66 号(私立学校法の施行について)により通達されていますが、従来、この認可基準の解釈および運用が区々に行なわれていた向きもあったので、このたび、この認可基準の解釈および運用について別紙のとおり定めましたから、今後、準学校法人を認可する場合には、これによって措置されるよう通達します。

なお、従来、準学校法人が設置する各種学校については、譲渡所得税や贈与税の課税に関して税務当局との間に問題もあったので、この認可基準の解釈および運用を定めるにあたっては大蔵省とも協議した結果、原則としてこれに従って設立され、かつ、運営される準学校法人に対する各種学校のための財産の贈与または遺贈については、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 40 条第 1 項の規定の適用を受けることができる贈与または遺贈に該当するものとして意見の一致を見ました。

したがって、これまでの経過等にかんがみ、この認可基準の解釈および運用については適正な執行を図られるよう万全を期してください。

また、各種学校を設置するその他の公益法人でこの認可基準に適合して設立され、かつ、運営されるものに対する各種学校のための財産の贈与または遺贈についても、準学校法人の場合と同様に措置される見込みでありますので申し添えます。

### 別紙

#### 準学校法人の認可基準の解釈および運用方針

##### I 法人の資産について

##### 1 基本財産(私立学校法施行規則(昭和 25 年文部省令第 12 号)第 3 条第 2 項の規定するもの)

(1) 次の施設及び設備又はこれらに要する資金を有すること。

##### イ施設

(イ) 校地(校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等)

(ロ) 校舎

校地及び校舎の面積は、学校の種類及び生徒数に応じて相当のものであること。

##### ロ設備

(イ) 教具(教育上必要な機械、器具、標本、模型等)

(ロ) 校具(教育上必要な机、腰掛等)

(2) 基本財産は、原則として負担付(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りでない。

##### 2 運用財産(私立学校法施行規則第 3 条第 2 項に規定するもの)

運用財産としては、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対し授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。

##### II その設置する各種学校が次の基準を充していること。

##### 1 修業年限は 1 年以上、授業時数は 1 年 680 時間以上であること。

この場合

(1) この要件は、当該学校の臨時的または附随的な課程を除く課程について該当することを要すること。

(2) 「修業年限」は、一定の時期に就学し、修了することとなっており、かつ、学則で定め



られていること。

(3) 授業時数については、学則で定める教育の内容に従って組織的系統的に計画されている時数が1年680時間以上であること。

2 生徒定数は、80人以上であること。

この場合

(1) 「生徒定数」は、学則で定める収容定員のうち1の要件に該当する各課程において同時に収容する生徒の収容定員の合計とする。

3 生徒定数に応じ相当数の専任教員を有すること。

この場合

(1) 「専任教員」とは、もっぱら当該学校に勤務して教育に従事する者（助手およびこれに類する者を除く。）をいう。

(2) 専任教員の数は、各種学校規程の趣旨にかんがみ、特別の場合（たとえば、国語、数学等おおむね講義による科目を主として教授する課程である場合）を除き、おおむね生徒定数40人につき1人以上であること。ただし、昼夜の課程をおく場合は、これらの課程の間において兼務とするもさしつかえない。

4 学校の経営が営利企業的でないこと。

この場合

「営利企業的でない」とは、公益法人として適正な経理および運営が行なわれ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも、次の要件をみたしていることを要するものとする。

(1) 当該法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費および共済組合等の掛金、生徒諸費（支給教材費およびこれに関連する費用、支給奨学金およびこれに類する費用、生徒の保健費および福利厚生費ならびに生徒の娯楽運動に要する費用をいう。）ならびに教育用備品費（図書費、教具費および校具費をいう。）の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。

(2) 財産の寄附者、役員および管理的地位にある職員の各々について、その者ならびにその配偶者および三親等内の親族（以下「特定の者およびその関係者」という。）が当該法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。以下同じ。）その他の金品の合計額は、当該法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者およびその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額額の3倍（特定の者およびその関係者である校務を担当する常勤の役員または教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。

(3) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬（給与に準ずるものに限る。）を受けないこと。

(4) 学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者ならびにその配偶者および三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

令和6年度第2回  
岩手県私立学校審議会  
補足説明資料

【議案第8号 高等学校の収容定員変更計画について】  
(学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校)

日 時 令和7年3月27日(月) 午前10時00分

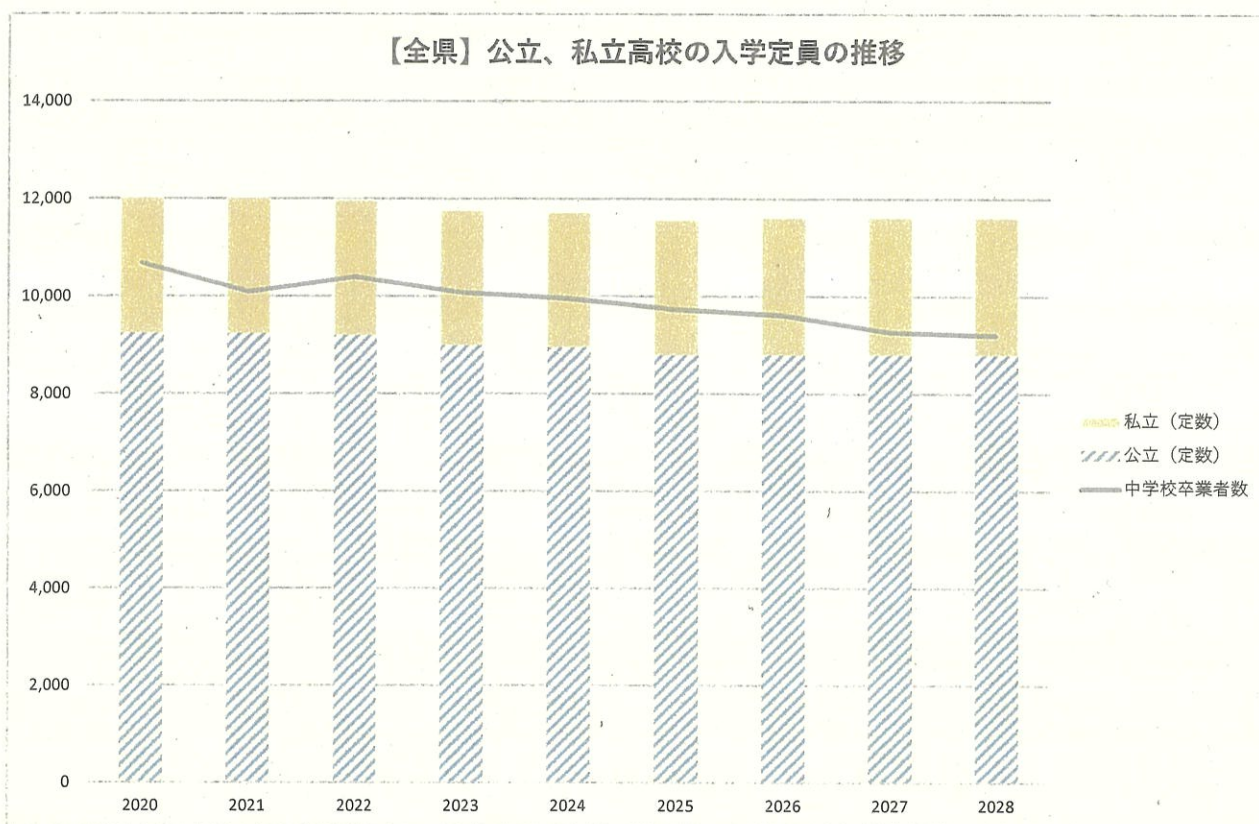
場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

岩手県ふるさと振興部学事振興課

## 目 次

- 1 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移（県全体） P 1
- 2 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移（盛岡地区） P 2
- 3 岩手県の中学校卒業生数及び高等学校入学者数の推移 . . . . . P 3
- 4 関係機関からの意見について . . . . . P 4
- 5 令和5年度第2回岩手県私立学校審議会報告資料（抜粋） . . . . . P 8

# 1 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移(県全体)



→高校再編後期計画ベース

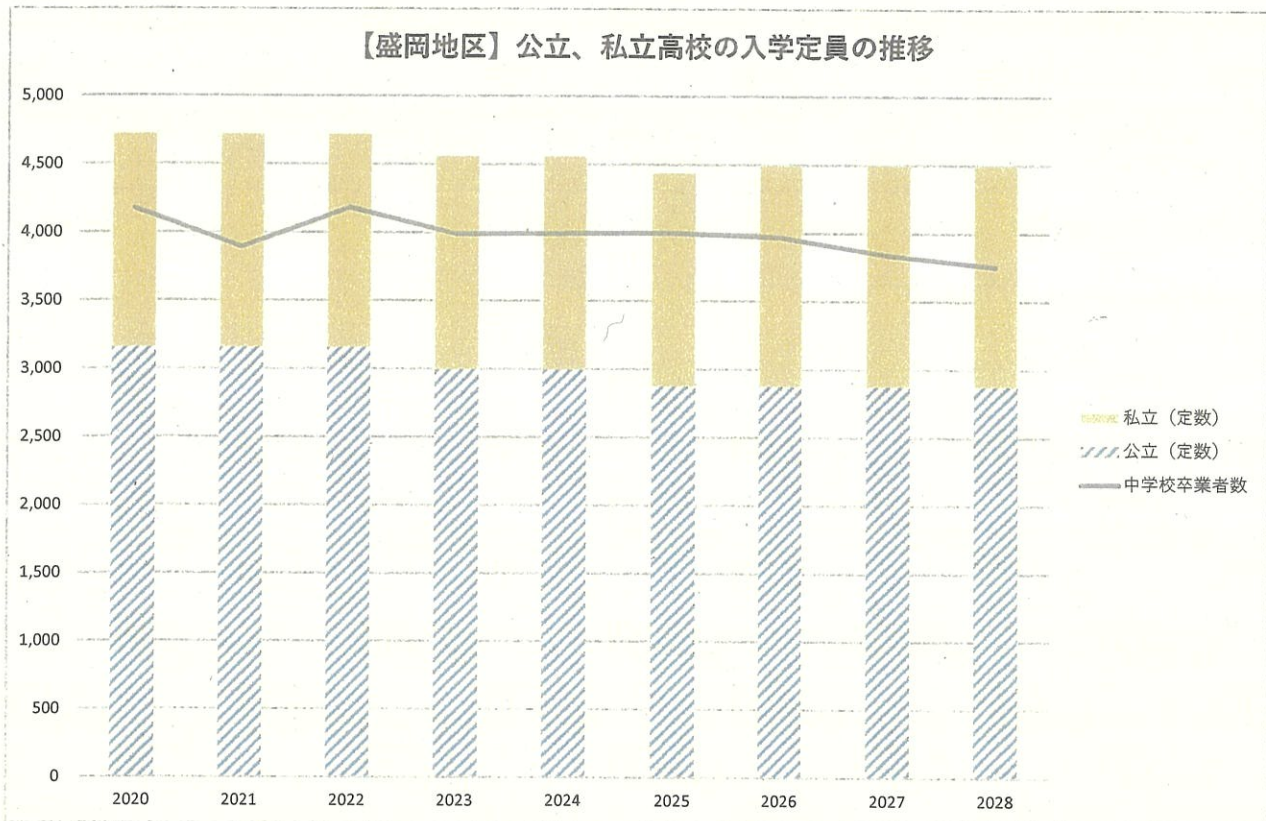
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
岩手県中学校卒業生数 (R7以降見込み) (A)	10,677	10,092	10,396	10,077	9,954	9,729	9,609	9,270	9,198
公立高校 (全県)	77.0% 9,235	77.0% 9,235	76.9% 9,195	76.5% 8,995	76.4% 8,955	76.1% 8,795	75.7% 8,795	75.7% 8,795	75.7% 8,795
私立高校 (全県)	23.0% 2,765	23.0% 2,765	23.1% 2,765	23.5% 2,765	23.6% 2,765	23.9% 2,765	24.3% 2,820	24.3% 2,820	24.3% 2,820
岩手県 入学定員 計(B)	12,000	12,000	11,960	11,760	11,720	11,560	11,615	11,615	11,615
差 (B-A)	1,323	1,908	1,564	1,683	1,766	1,831	2,006	2,345	2,417

※ 公立高校入学定員には盛岡市立高等学校を含む。

R8以降の私立高校入学定員は、盛岡誠桜高等学校の定員増とした場合。

	入学定員 (R2年度) (A)	入学定員 (R7年度) (B)	増減数 (C=B-A)	増減率 (D=C÷A)
公立	9,235人 (77.0%)	8,795人 (76.1%)	▲440	▲4.8%
私立	2,765人 (23.0%)	2,765人 (23.9%)	0	0
合計	12,000人 (100.0%)	11,560人 (100.0%)	▲440	▲4.8%

## 2 県立高等学校再編計画後期計画による「入学定員」の推移(盛岡地区)



→高校再編後期計画ベース

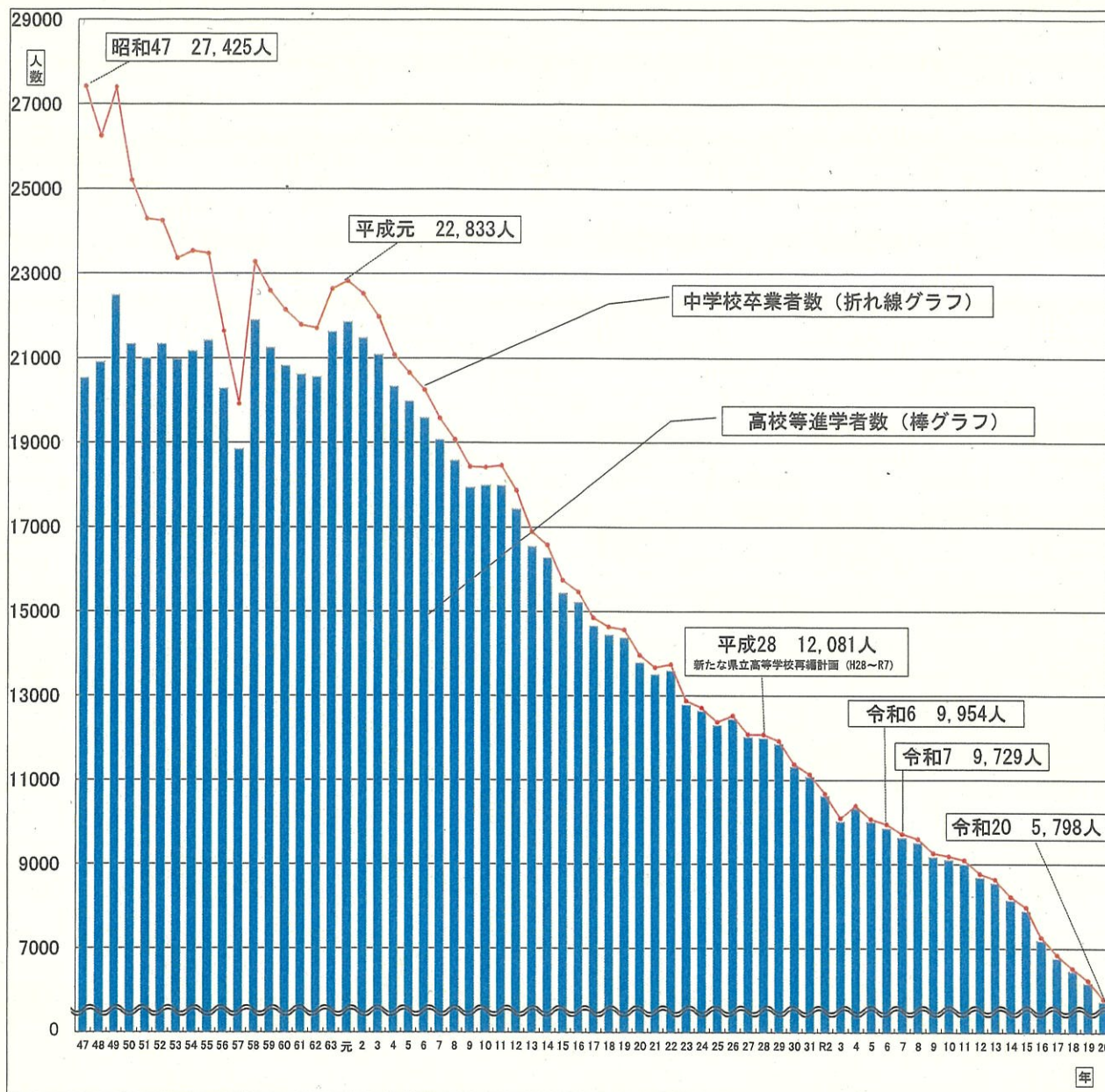
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
盛岡地区中学校卒業生 (R5以降見込み) (A)	4,176	3,893	4,183	3,990	3,995	4,000	3,968	3,839	3,757
公立高校(盛岡地区)	66.8% 3,155	66.8% 3,155	66.8% 3,155	65.7% 2,995	65.7% 2,995	64.8% 2,875	64.0% 2,875	64.0% 2,875	64.0% 2,875
私立高校(盛岡地区)	33.2% 1,565	33.2% 1,565	33.2% 1,565	34.3% 1,565	34.3% 1,565	35.2% 1,565	36.0% 1,620	36.0% 1,620	36.0% 1,620
盛岡地区 入学定員 計(B)	4,720	4,720	4,720	4,560	4,560	4,440	4,495	4,495	4,495
差 (B-A)	544	827	537	570	565	440	527	656	738

※ 公立高校入学定員には盛岡市立高等学校を含む。

R8以降の私立高校入学定員は、盛岡誠桜高等学校の定員増とした場合。

	入学定員(R2年度) (A)	入学定員(R7年度) (B)	増減数(C=B-A)	増減率 (D=C÷A)
公立	3,155人(66.8%)	2,875人(64.8%)	▲280	▲8.9%
私立	1,565人(33.2%)	1,565人(35.2%)	0	0
合計	4,720人(100.0%)	4,440人(100.0%)	▲280	▲8.9%

## 岩手県における中学校卒業生数及び高校等進学者数の推移



各年ごとのデータ

年3月	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
中学校卒業生数	27,425	26,250	27,412	25,216	24,304	24,254	23,370	23,542	23,478	21,647	19,923	23,289	22,605	22,148	21,797	21,715
高校等進学者率	74.9%	79.6%	82.0%	84.6%	86.4%	87.7%	89.3%	89.6%	91.0%	93.6%	94.4%	93.9%	93.8%	93.9%	94.5%	94.6%
高校等進学者数	20,529	20,904	22,486	21,339	21,004	21,337	20,982	21,170	21,422	20,285	18,847	21,907	21,249	20,828	20,618	20,556

年3月	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
中学校卒業生数	22,648	22,833	22,531	21,985	21,085	20,657	20,256	19,583	19,074	18,435	18,425	18,468	17,874	16,899	16,585	15,748
高校等進学者率	95.4%	95.7%	95.3%	95.9%	96.4%	96.7%	96.7%	97.4%	97.4%	97.3%	97.7%	97.4%	97.5%	97.9%	98.2%	98.0%
高校等進学者数	21,629	21,861	21,484	21,088	20,342	19,984	19,596	19,073	18,580	17,943	17,993	17,989	17,434	16,541	16,279	15,440

年3月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
中学校卒業生数	15,468	14,857	14,640	14,576	13,970	13,678	13,748	12,885	12,714	12,377	12,530	12,083	12,081	11,929	11,379	11,138
高校等進学者率	98.4%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	98.8%	98.9%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%
高校等進学者数	15,221	14,661	14,449	14,383	13,786	13,508	13,597	12,792	12,641	12,301	12,450	12,025	12,001	11,860	11,316	11,079

年3月	令和12	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
中学校卒業生数	10,677	10,092	10,396	10,077	9,954	9,729	9,609	9,270	9,198	9,101	8,776	8,641	8,233	7,976	7,261	6,842
高校等進学者率	99.5%	99.3%	99.4%	99.3%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
高校等進学者数	10,626	10,022	10,333	10,006	9,854	9,632	9,513	9,177	9,106	9,010	8,688	8,555	8,151	7,896	7,188	6,774

年3月	18	19	20
中学校卒業生数	6,527	6,239	5,798
高校等進学者率	99.0%	99.0%	99.0%
高校等進学者数	6,462	6,177	5,740

【参考】中学校卒業生数と高校等進学者数について

- 中学校卒業生数 … 昭和47年から令和6年までは実績値であり、令和7年以降は、令和6年5月1日時点における中学校や小学校等の在籍生徒数等からの推定値である。
- 高校等進学者数 … 昭和47年から令和6年までは実績値、令和7年以降は進学者率を99.0%に固定し、高校進学者数を算出して算出している。高等専門学校及び特別支援学校高等部への進学者数を含む。

#### 4 関係機関からの意見について

学校法人盛岡誠桜学園から「収容定員変更計画書」が提出されたことを受け、岩手県私立学校認可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、関係機関から同計画に対する意見を聴いたところ、以下の意見が寄せられた。

##### (1) 一般社団法人岩手県私学協会

一般社団法人岩手県私学協会は、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画書（増員）について、同意しません。

[理由]

ア 岩手県における出生者数が減少傾向にあり、令和5年人口動態統計月報年計（確定数）によると、令和元年に7千人を割り込み令和5年に5千5百人を切っている状況である。

また、県内の中学校卒業生数についても令和6年3月では1万人を切って9,954人であったが、今後毎年度減少が続き、令和15年3月の見込みでは8千人を切る見込みとなっており、公立高等学校の定員確保がさらに厳しい状況になることが予想される。特に、盛岡地区の当協会加盟高校の最近の定員充足率は8割前後で推移しており、今後、出生数の減少の影響により生徒確保が一段と厳しくなることが予想される。

イ このような状況を踏まえ、県教育委員会では、県立高等学校再編計画後期計画では、令和7年度に盛岡地区の盛岡南高等学校と不来方高等学校を統合して南昌みらい高等学校を新設するなど、少子化に向けた相応の努力を行っている状況にあって、私立側が新たに定員を増員することは、生徒確保に向けた公私間の競争をより一層激化させるとともに、ひいては私立高等学校間の過当競争を招来することとなり、私立学校経営に困難を来すことが懸念される。

ウ 通常、私立学校において、収容定員を増員しようとする場合、第一義的には学校内での科の編制見直しにより統廃合や新設を行い、全体の収容定員を変えずに各科の収容定員の変更を検討することが基本であると考えます。

その後で、人口動態の状況や中学校や地域の要望、また社会的ニーズを考慮し、学校の人的配置、施設や財務状況を踏まえ収容定員の増または減の結論を導き出すことになる。

また、県立の西和賀高校の定員増に触れているが、同校は、葛巻高校、岩泉高校と同様に、他地域に通学が困難な「特例校」と位置づけられており、今般、特に地域からの過疎化防止のため「山村留学」を積極的に推進したいとの強い要請があり、特例として認められたものと承知しており、盛岡誠桜高等学校の増員要望とは異質なものである。

県外からの受験生の増加は、どこの私立学校でも定員内で受入れをしており、学内で調整可能な内容で、増員の理由には当てはまらないと考えるものである。

## (2) 盛岡市教育委員会

盛岡誠桜高等学校における収容定員変更計画は、市内中学生にとって進路選択の機会が保障されるとともに、盛岡誠桜高等学校が更に教育内容を充実させ、岩手県や盛岡市を担う人材を育成することに対応した魅力ある学校づくりに取り組むという方針の下、進められておるものと理解しております。

一方で、盛岡誠桜高等学校への志願者の増加や少子化による受検者数減少など、市内近郊公立・私立高等学校の志願者数へ影響があるものと懸念しております。

市教育委員会といたしましては、盛岡誠桜高等学校の定員が変更となった場合は、その後の動向を注視するとともに、盛岡市立各中学校において、よりきめ細かな進路指導を行うよう指示してまいりたいと存じております。

## (3) 岩手県教育委員会

本県における中学校卒業生数は、第二次ベビーブーム世代が中学校を卒業すること等の社会的背景により、平成元年3月には22,833人に達した。このような社会的要請に対応するため、県立高校では定員増や増設を行い、私立高校においても定員増が行われてきたものではないかと推察する。

平成から令和にかけて、高校進学率は99%を超えるまでに上昇したものの、中学校卒業生数は減少の一途を辿り、令和6年3月には9,954人（対平成元年比43.6%）となり、現時点で推計が可能である令和20年3月には、5,798人（対平成元年比25.4%）まで減少する見込みとなっており、高校の定員増等が行われてきた当時の社会背景とは大きく異なっている。

本県の公教育においては、このような少子化の状況にあっても、中学生に多様な進路選択を可能とする環境を確保していくこと、並びに、高校卒業後の進路希望の実現及び地域や地域産業を担う人材の育成を可能とする教育環境を確保していくことが重要であると考えている。

このような状況を踏まえ、県立高校においては、平成28年度に10年間の「新たな県立高等学校再編計画」を策定し、令和2年度までの前期計画において、県全体で31学級、募集定員にして1,240人分の削減を行った。この中には、志願倍率が1倍を超えている盛岡地区の高校の学級減も含まれる。なお、県立高校においては、入試倍率だけで一律に定員減や統合を行っているものではなく、一定の倍率がある高校においても、中学校卒業生数の見込みを踏まえながら県全体の高校配置の状況を勘案した調整を行っている。

また、県教育委員会では、令和3年度から令和7年度までの後期計画を策定（令和3年5月）し、計画の推進に取り組んでいるところであり、その中において、盛岡南高校と不来方高校の統合により生徒の多様な進路希望に応えるとともに、盛岡地区への志願者の集中の緩和と学校配置のバランスを図ることとしており、両校合わせて令和5年度には2学級80人の入学定員を減じたうえで、令和7年度には3学級120人の入学定員を減ずるところである。



なお、後期計画の策定に向けた取組においては、本県における高校教育の在り方について、市町村長や市町村教育委員会教育長を始めとする県内各地域の代表者から様々な意見を伺ってきた。その中で、県立高校の定員のみが削減されることを懸念し、現状の是正に向けた私立高校側との調整を求める意見が多数寄せられており、県議会においても議論が行われた。このことについては、岩手県公私立高等学校連絡会議において、一般社団法人岩手県私学協会会長にも伝え、継続して協議しているところである。

さらに、地方の中学生が盛岡地区に所在する高校へ志願する状況が続くことにより、地域や地域産業を担う人材の育成が難しくなる状況を危惧し、盛岡地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている。県内 33 市町村長からなる「岩手の高校教育を考える市町村長懇談会」からは、知事に対し、都市部と中山間地及び沿岸部の高校配置が不均衡な状況にならないよう求める提言が提出されている。

また、15 歳人口の減少が見込まれる状況に対し、「各都道府県において地域の実態を踏まえ、将来を見越した適切な措置を講ずる必要がある」としている文部省（当時）通知（公私立高等学校協議会の運営について）の趣旨も踏まえる必要があると考える。

県内私立高校においては、それぞれが独自の建学の精神や教育理念に基づき、特色ある学びを実践し、スポーツ・文化など様々な分野で活躍する人材の育成等に取り組んでいるところであるが、県立高校とともに本県公教育の重要な役割を担っているものである。

県教育委員会においては、今後も一層進行が見込まれる中学校卒業生の減少等に対応した教育環境の整備に向け、今年度、次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の長期ビジョンの策定に向けて協議しているところである。

学校法人盛岡誠桜学園では、県立西和賀高校の令和 7 年度学級増を引き合いにして、同学園の定員増の変更計画書が提出されているところであるが、以下の理由により定員増を認めることは現実的なものではないものと思われる。

- ① 県教委の独自調査では、令和 6 年度の当該学園の入学者 200 人中、盛岡ブロック以外からの入学者は 30 人程度であり盛岡ブロックからの進学者が大多数を占める中、盛岡地区の中学校卒業生数は令和 6 年 3 月の 4,267 人に対して、令和 20 年 3 月には、2,556 人（△1,711、59.9%）と見込まれており、普通科 3 学級増の変更計画は、人口減少を考慮に入れていないものと見込まれること。
- ② 県立西和賀高校の学級増とした経緯等であるが、これは過去に県内の高校において、管内の中学校卒業予定者数の一時的な増加により、募集定員を大幅に上回ることが見込まれたことから臨時学級増としたことを前例として、
  - ア 他地域への通学が極端に困難な地域に所在する高校であること、
  - イ 地元自治体の支援を受けて、いわて留学の実績を上げていること、
  - ウ 西和賀町が見込む令和 7 年度の入学志願者が昨年度の志願者数を超える一定程度の志願者予想数があること、等の理由から学級数を臨時増と判断したものであり、同学園の変更計画の背景とは全く違うものであること。

- ③ 県教育委員会では中学校卒業生数見込み数から、県立高校の令和2年度以降の学級編制について、令和2年度12学級減、令和4年度1学級減、令和5年度5学級減、令和6年度1学級減とするなど、大幅に学級数を減じてきたところであること。

以上のとおり、県教育委員会では中学校卒業生数の減少状況やそれに対応した県立高校の再編計画を推進していること、県立西和賀高校の学級増と同学園の変更計画の背景等は全く異なる状況等を十分に考慮したうえで、学校法人盛岡誠桜学園からの収容定員変更の申し出に対しては、慎重な御判断をいただきたい。

## 報告事項

### 令和5年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

#### 1 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市） 令和5年10月6日付不認可

##### 【認可しない理由】

- (1) 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない（教育基本法（平成18年法律第120号）第16条第3項）とされている。

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項における私立学校の収容定員を増やす旨の学則変更に係る認可に当たっては、単に施設及び設備等に関する基準を満たすかといった点のみならず、生徒の教育を受ける権利の保障及び教育の機会均等の保障（教育基本法第4条参照）の実現に向け、私立学校の自主性及び公共性（私立学校法（昭和24年法律第270号）第1条参照）を踏まえた上で、公立高校の適正配置等に関連する諸事情も併せ考慮し（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第4条参照）、かつ、私立学校審議会の意見（私立学校法第8条第1項）を踏まえて判断がなされるべきであるところ、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないことから、本申請に係る収容定員の増員は、不適切と認められるため。

- (2) 校舎について、耐震性能が著しく低い校舎があることが認められる。

よって、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第12条に適合しないと認められるため。

#### 2 専修学校の目的変更認可について

- (1) 学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校（盛岡市）

令和5年9月29日付認可

- (2) 学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校（盛岡市）

令和5年9月29日付認可

- (3) 学校法人龍澤学館 釜石市国際外語大学校（釜石市）

令和5年9月29日付認可